

平成25年度版

大冠カーム
小規模多機能



小規模多機能ホーム
ティアラ



小規模多機能ホーム
円珠の里

高槻市

小規模多機能型 居宅介護事業所ガイド



小規模多機能ホーム
ところ



暮らし創造の家
朋(とも)



小規模多機能型居宅介護
事業所 ゆ〜らり



小規模多機能ホーム
今城の丘

～はじめに～

小規模多機能型居宅介護は、「住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いに応え、個々の在宅生活を柔軟に、そして、継続的に支援する」小規模多機能ケアの実践の一つであり、平成18年（2006年）4月から、介護保険サービスの地域密着型サービスとして創設され、早7年が経過しました。

平成25年9月1日現在、高槻市には7箇所の小規模多機能型居宅介護事業所があり、各事業所において、地域の特性を生かしながら、創意工夫のもと取り組んでおられます。しかし、全国的にもまだ、介護サービスとしての認知度が低く、サービス内容も広く知られていないのが現状であります。

各事業所で従事されている方々からも「もっと、事業所間での情報交換・意見交換がしたい」「もっと小規模多機能型居宅介護サービスの周知・普及に努めたい」などといった要望の声もあり、なにか良い方法がないものかと検討してまいりました。

そこで、まずは、「たくさんの方に小規模多機能型居宅介護サービスの周知・普及が重要である」と考え、本市と小規模多機能型居宅介護事業所の協働により、サービスの周知を目的としたパンフレットを作成する運びとなりました。

このパンフレットは、市内で運営されている事業所へテーマに基づいた原稿作成を依頼させていただきました。多くの方々に小規模多機能型サービスの内容を知っていただくとともに、課題なども含め「小規模多機能型居宅介護」について理解を深めていただくことを期待するものです。パンフレットの作成にあたり、原稿作成を依頼した事業所の方々には、多忙な中、時間を割いて協力していただきましたことに感謝申し上げます。

多くの方々が、他の事業所の取り組みを参考にしながら、より良いサービスを提供できるよう、日頃の業務に取り組んでいただく一助となれば幸いです。また、このパンフレットが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業者等の職員により、介護サービス利用者への「小規模多機能型居宅介護事業所」の周知・PRに利用されるとともに、市民の方々にも広く活用されることを願っております。

平成25年9月

高槻市 健康福祉部 介護保険課長



摂津峡滝

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、1つの事業所で、ご利用者の様態や希望に応じて、通い（デイサービス）を中心に、随時訪問（ホームヘルプサービス）や宿泊（ショートステイ）を組み合わせサービス提供をうけられるサービスです。

原則として市民の方のみご利用いただけます。

ケアプラン、通い、訪問、宿泊を1つの事業所で受けられることにより、少人数の家庭的な雰囲気の中で、顔なじみの職員の方々によるきめ細かなケアを受けられます。ケアプランに位置付けられると、訪問、通い、宿泊以外の訪問看護や福祉用具レンタル等のサービスはその他の事業所のサービスを利用できます。まずは事業所へ相談して下さい。

要介護度等により月額定額制のため、利用しやすい料金体制です。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、どのようなサービスを利用するか、事業所と相談をし、説明をうけて選びましょう。

【基本月額】費用のめやす（他に食費・宿泊費等が必要）

要支援・要介護度等	利用者負担額（原則1割）
要支援1	4,715円
要支援2	8,435円
要介護1	12,059円
要介護2	17,223円
要介護3	24,567円
要介護4	27,005円
要介護5	29,667円

事業所一覧（平成25年9月1日現在）

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
小規模多機能型居宅介護事業所ゆ〜らり	高槻市安岡寺町二丁目1番10号	689-9060	689-9022
小規模多機能ホーム円珠の里	高槻市北柳川町2番6号	697-5300	697-5307
くらし創造の家 朋(とも)	高槻市富田町四丁目17番10号	693-4134	697-6112
小規模多機能ホーム 今城の丘	高槻市郡家本町12-24	681-2625	681-2635
小規模多機能ホーム ティアラ	高槻市大冠町二丁目19番1号	676-1901	676-1905
小規模多機能ホーム ころこ	高槻市郡家新町74番1号	681-5002	681-5255
大冠カーム小規模多機能	高槻市須賀町65番10号	671-0055	671-0056

問合先：高槻市介護保険課 電話 674-7167

目次

1. 小規模多機能型居宅介護の基本方針	1
2. 小規模多機能型居宅介護サービス	2
(1) 居宅サービスと小規模多機能型居宅介護サービスの違い	2
通いサービス	2
訪問サービス	2
宿泊サービス	2
(2) 小規模多機能型居宅介護のケアプラン	4
3. 小規模多機能型居宅介護の利用者	4
(1) 介護保険サービスの新規利用者	4
(2) 現在使っている介護保険サービスでは対応できない方	5
(3) 病院から在宅に戻られる方	5
(4) 独居や高齢者世帯で包括的なケアが必要な方	6
4. よくある質問	7
5. 高槻市小規模多機能型居宅介護事業所紹介	11

1. 小規模多機能型居宅介護の基本方針

小規模多機能型居宅介護は、ご利用者の様態や希望に応じて、「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。

一つの事業所から様々なサービスを定額料金で受けられることや馴染みの場所でスタッフから連続してケアを受けられることから、ご利用者には大変使いやすいサービスです。

指定基準を定めた条例は、小規模多機能型居宅介護の基本方針が以下のとおり示されています。

高槻市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第82条（基本方針）

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2. 小規模多機能型居宅介護サービス

小規模多機能型居宅介護サービスは、国の基準では、「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスごとの内容は細かく決められていません。

適正なサービス提供の目安については、条例第93条第8号に定められています。

また、「通所介護」「訪問介護」「短期入所生活介護」の基準は、小規模多機能型居宅介護の「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスには適用されません。

小規模多機能型居宅介護は、利用者の要望に応えやすく、在宅生活を続けたいと考えておられる方にとっては、満足度が非常に高いと考えられます。

ただし、利用回数などの融通はききやすいですが、決して「何でもできる」「いくらでも使える」わけではありませんので、注意も必要です。

(条例第93条第8号)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならないこと。

(具体的取扱方針)

「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安となるものである。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。

なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

(1) 居宅サービスと小規模多機能型居宅介護サービスの違い

通いサービス

通所介護は、事業所の中で、日常生活の支援及び機能訓練をすることに対して報酬が支払われるもので、利用時間やプログラムが決まっており、事業所の外で提供されたサービスに関して基本的に報酬が支払われません。

しかし、小規模多機能型居宅介護は、月単位の包括報酬であり、利用時間やプログラムは決まっておらず、通いサービスの一環として、外出も可能です。

ご利用者が生活のパターンに合わせて、必要な時間帯に必要な時間通うことができます。一日に何度か事業所と自宅を往復することもできるので、過ごし方も様々です。

例えば

- 「通い」のご利用者は、事業所から買い物や散歩に出かけることができます。外出が自由にできるので、在宅生活に必要なものを自分で買い揃えたり、散歩によってADLの向上が期待できます。
- 送迎も事業者からの送迎車だけで対応するわけではなく、家族の仕事の時間に合わせて、通いの時間を調整することができます。

したがって、家族が仕事に行くときに送るなど早い時間からの利用や仕事帰りに迎えに行くなど遅い時間の帰宅が可能となります。

夕食までの長時間、事業所にいることができない利用者や入浴だけしたい場合などは、2～3時間といった短時間の利用も可能です。

<まとめ>

通所介護では日常生活の世話や機能訓練を行うことが目的ですが、小規模多機能型居宅介護の「通い」サービスでは、利用者がご自宅で生活することにも重点をおき、事業所での過ごし方と自宅での過ごし方との間に大きな差が生じないように支援していきます。

ご利用者がご自宅で過ごしているのと同じように過ごせるように支援していきます。

訪問サービス

通常、訪問介護では、20分未満のサービスや単なる見守り、日常生活以外の買い物、気分転換の散歩や院内介助などは算定できません。

しかし、小規模多機能型居宅介護では、こうした制限にとらわれず、ご利用者にとって必要な随時の訪問や短時間利用のサービスを提供することができます。

例えば

通院介助することにより、ご家族だけではなく、介護のプロである介護スタッフが診療室に入って、医師の診察を聞くことで、医療との連携が図られ、医療措置が必要な利用者でも小規模多機能型居宅介護を利用しながら、より円滑に在宅での生活を継続することも可能です。一度、事業所とご相談ください。

泊まりサービス

小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスは、本当に必要なときにいつでも利用できる安心感があります。

また、顔なじみのスタッフに介護してもらえることが強みです。理由があれば、宿泊日数にも制限がありません。

ただし、長期の泊りが続くようであれば、在宅生活が継続しているとは言えず、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を見直す必要があると考えられます。

例えば

病院から直接在宅生活に戻るには、家族の介護力不足がある場合は、必要に応じて宿泊し、その間に在宅生活の体制や生活の流れを家族と確認します。場合によっては、家族に対してより良い介護方法を啓発するなどして、家族にも自信をつけてもらいます。また、週末に自宅で過ごしてもらうことから始め、通いと泊まりを交互に使いながら在宅の生活に戻していくというケースもあります。

(2) 小規模多機能型居宅介護のケアプラン

小規模多機能型居宅介護のケアプランは、居宅サービスのケアプラン作成と同様のプロセスを踏みます。ほとんどの事業所は、居宅サービスのケアプラン様式を利用しています。

また、事業所独自のケアプラン様式を利用している事業所もあります。プロセスは居宅サービスと同様ですが、様々なケースに対応するのであれば、居宅サービスのケアプラン様式だけでは網羅できない内容もあります。

小規模多機能型居宅介護は、従来の広域型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）とはその運営手法が異なるサービスであるため、小規模多機能型居宅介護ならではのケアプランを作成する必要があります。

小規模多機能型居宅介護ならではのケアプランに基づき、適切にサービスを組み合わせることで、重度の認知症等により事業所の受け入れが難しく、デイサービスの利用が続かなかった方などが楽しみを持って継続利用することができます。

例えば

90歳代で要介護5

介護者は介護による負担感が大きく、心身ともに疲れていた。ご家族の思いを聞きながら、ご本人にとって望ましいことを一緒に考えていくため、ご家族にもサービス担当者会議に参加していただき、各々の意向を確認したうえで、ケアプランを作成。通い、泊まり、訪問をしっかり組み合わせ、主介護者の不安を取り除き、自宅で安心してできる介助方法を状況に合わせて覚えてもらうことで困難と思っていた在宅介護が継続できている。できるだけ自宅で見ていきたいという家族の希望やメリハリのある生活のなかでご本人は、活気が保てている。

3. 小規模多機能型居宅介護の利用者

(1) 介護保険サービスの新規利用者

小規模多機能型居宅介護を利用するには、小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーにケアプランを作成してもらうことになります。

そのためには、すでに介護保険サービスを利用している人は、ケアマネジャーを変更しなくてはならないので、利用が難しいといわれています。

新規で介護保険サービスの利用を考えている利用者であれば、小規模多機能型居宅介護も選択肢の一つと考えられます。

また、市役所や地域包括支援センター等への相談から、利用者の在宅介護等の支えにつながることもあります。

※既存の事業所において、どのようなサービスを提供していて、どのような利用ができるのか、具体的な事例を紹介しているパンフレット等において確認する必要があります。

(2) 現在使っている介護保険サービスでは対応できない方

様々な理由で、通所介護事業所などに通うことができない利用者も、小規模多機能型居宅介護は通いの時間に制限がないことから、ご利用者の状態やご家族の状況に合わせて、短時間の通いや長時間の通いが可能となります。

また、集団行動になじめない方でも、小規模多機能型居宅介護であれば、ご利用者に合わせて自由な時間を過ごすことができ、事業所に徐々に慣れていただくことが可能です。

例えば

- 要介護2で幻覚を見たり、暴力をふるったり、徘徊をしたりといった認知症の周辺症状があり、大型デイサービスで受け入れが難しく、介護者も介護疲れを訴えていたが、通い、宿泊を組み合わせ、利用者と徐々になじみの関係を作ることで、いつでも相談できるという安心感を持ってもらっている。
- 風邪から安静臥床となり、じょくそうを発症。主治医の勧めで通いサービスを利用した。最初は15分の利用から徐々に30分、2時間と増やし、現在では週5回、6時間の通いサービスを利用することにより、じょくそうの再発もない。
- 息子と2人暮らしの女性
心臓病等があり、余命2年で在宅生活は困難と思われた。息子は仕事で帰宅が遅く、なかなか介護ができない部分を事業所が支援するため、通い、訪問と月数回の宿泊サービスを利用。他のお子さんたちもよく会いに来て、一緒に外出している。2年経過したが、元気に在宅生活を続けている。

(3) 病院から在宅に戻られる方

退院することになっても、その利用者を家族が受け入れるには準備が必要です。在宅生活に戻るまで支援が必要な場合や、ご家族の受け入れ態勢が整っていない場合は、病院との連携が必要となり、介護保険事業者の協力も必要になります。

小規模多機能型居宅介護は、このようなケースに柔軟に対応できるサービスです。小規模多機能型居宅介護事業所で手厚くケアした結果、在宅生活に戻ることができたという事例もあります。

(条例第93条第1号)

指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うこと。

例えば

高齢の夫婦2人暮らし

精神疾患の妻を夫が介護。妻が転倒から硬膜下血腫を受傷し、生活全般に支援が必要となった。病院から直接自宅に戻って在宅生活を続けるには夫の介護力不足があり、必要に応じて宿泊し、この間在宅生活の体制や生活の流れを作った。徐々に身体機能も改善し、状態を見て週末は自宅で過ごす計画をたてた。その後、通いと泊まりを交互に使い、週末は在宅で暮らす生活が可能となった。

(4) 独居や高齢者世帯で包括的なケアが必要な方

独居や高齢者世帯の場合、1日に短時間、複数回の見守り的なサービスが必要になる場合があります。利用者にとって、時間に関係なく見守りなど在宅生活の継続に必要なサービスがあります。小規模多機能型居宅介護では、利用者の自宅での生活を持続するために必要なケアプランに位置付けられれば、サービスの提供を受けることができるので、利用者にとっては、利用限度額等を考える必要がなく、適切なサービス提供を受け、機能向上を図ることができます。

事業所では、居宅サービスではケアできなかった利用者が小規模多機能型居宅介護での柔軟なサービスを利用することによって機能が向上し、居宅サービスに戻した事例もあります。

小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーは、他の居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携を図ることで利用者に適したサービスを提供することが大切です。

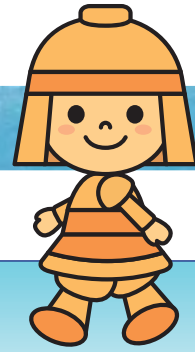
例えば

夫が車椅子利用で妻は認知症の高齢者世帯

通いと訪問サービスをほぼ毎日利用。服薬管理、理美容の付き添い、買い物等臨機応変に対応。できないことは、お互いに譲歩しながらサービス計画を変更し、信頼関係を築いていったことから、自分たちでできることは行っていたくようになった。その結果、自分たちでできることが多くなったことで意欲も増し、介護度も軽くなった。引き続き、事業所では、二人の自立のお手伝いをしている。



4. よくある質問



問1 費用はどうなるのですか？

回答

登録制度であり、要介護度区別に応じて介護保険の料金が定額です。
詳しくは、事業所へお尋ねください。
また、サービス利用に制限はありませんが、介護保険の料金が低いことから、利用限度額の大部分を小規模多機能型居宅介護で利用するため、残りの利用可能金額が少なくなり、思いどおりに訪問看護や福祉用具を利用することができないこともあります。

問2 これまで使っていたケアマネジャーはどうなるのですか。

回答

小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーがサービス計画を作成することになることから、契約は終了となります。

問3 これまで利用していた介護サービスはどうなるのですか。

回答

これまでのサービスは終了となり、馴染みの職員、利用者とお別れです。
しかし、小規模多機能型居宅介護サービスを利用して、生活を立て直すことができることや、「通い」「訪問」「宿泊」も同じ職員が援助するため、安心感があります。

問4 いつでも通いサービスを利用できるのですか。

回答

通いの利用は、1日15人までと定員が決められています。
少人数のため、穏やかな生活が送れ、個々の対応が充実することが想定されます。
しかし、定員があるため、本人や家族と相談のうえ、利用方法を調整することになるので、毎日の利用は難しくなる場合もあります。

問5 他にどんな介護サービスが使えるのですか。

回答

小規模多機能型居宅介護サービスと併用できるサービスは、「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具レンタル」「往診や訪問歯科」です。

※他の「通い」「訪問」「宿泊」の介護サービスは使いません。

問6 利用が難しい例はどのようなケースなのですか。

回答

- ・ 訪問が必要であるが、自宅が遠い
 - ・ 常に医療行為が必要
 - ・ 集団生活に適さない
 - ・ 経済的に不安がある
- ）などのケースが考えられます。

問7 入院した場合、退院後に必ず利用が再開できるのですか。

回答

できない場合があります。

小規模多機能型居宅介護は登録制のため、特に長期間入院された場合は、契約が解除になることがほとんどです。



芥川

問8 1人暮らしの方も利用できるのですか。

回答

可能ですが、条件がやや厳しくなります。

小規模多機能型居宅介護における「訪問」が必要な方のほとんどがひとり暮らしですが、小規模多機能型居宅介護の事業所が1日に「訪問」できる件数に制限があるため、ひとり暮らしの方ばかりが登録されるとスタッフが不足することがあるからです。

問9 利用するには、まず始めにどうしたらいいのですか。

回答

ケアマネジャー、または小規模多機能型居宅介護事業所に直接ご相談ください。



史跡今城塚古墳



今城塚古代歴史館



市総合センター屋上から駅前を望む



田園風景が広がる原地区

高槻市 小規模多機能型居宅介護事業所紹介

- ★小規模多機能型居宅介護事業所 ゆ〜らり 12
- ★小規模多機能ホーム 円珠の里 14
- ★くらし創造の家 朋（とも） 16
- ★小規模多機能ホーム 今城の丘 18
- ★小規模多機能ホーム ティアラ 20
- ★小規模多機能ホーム こころ 22
- ★大冠カーム小規模多機能 24

小規模多機能型居宅介護 事業所 ゆ～らり

基本理念

どんなことがあっても、仲間とともに、ゆったりのんびり過ごせる場所づくりを目指します。



特色

「なじみのあるスタッフが継続してご利用者と関わることができる」点です。だから誰よりもご利用者本人と接する時間が長くなり、とても繊細で配慮の行きとどいた介護が可能になります。



運 営 主 体	医療法人 啓友会
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	9 名

お問い合わせ

〒569-1029

高槻市安岡寺町二丁目1-10

TEL: 072-689-9060

FAX: 072-689-9022

ビジョン

現在のゆ〜らりご利用者のご利用形態は大きく3つに分類できます。

- ①毎週数回の訪問や通いでのご食事提供などで在宅生活を支援している独居の方
- ②ほぼ毎日ゆ〜らりに通い仲間とともに安心して日中過ごし帰宅される方
- ③医療ニーズありご自宅での毎日の対応が困難なのでゆ〜らりの連泊を利用しながらご家族の受入れが可能な日に帰宅する方

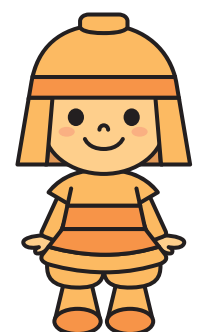


地域資源

地域のボランティアさんによる配食サービス、囲碁将棋、散歩付き添い、大正琴演奏、ギター演奏による合唱など。

利用者に伝えたいこと

「ゆ〜らり」ご利用の希望者には、まずは、これまでの居宅プランと並行しながらお試し利用をしていただいています。現在の居宅プランからスムーズに移行できるように、また最初の導入過程でお互いの信頼関係を築いた上でご登録利用をスタートしています。



小規模多機能ホーム 円珠の里

基本理念

1. その人が地域で笑顔ある暮らしが続けられるように支援していきます。
2. 利用者様一人一人の想いに耳を傾け寄り添う支援を心掛けます。
3. 共有の時間を持つことで利用者様と職員の信頼関係を築き、心安らぐ場所を提供いたします。

特色

アットホームな雰囲気のもと、利用者様のご都合や体調に合わせて送迎や入浴の時間も様々です。

ボランティアさんによるレクリエーションも充実しており、楽しい時間が持て、自由に昼寝もできるので、自宅にいるような、ゆったりとした気持ちで過ごしていただけます。



運 営 主 体	医療法人 仁寿会
登 録 定 員	25名
通いサービス定員	15名
泊まりサービス定員	9名

お問い合わせ

〒569-0852

高槻市北柳川町2-6

TEL: 072-697-5300

FAX: 072-697-5307

ビジョン

住み慣れた自宅で暮らし続けたいという想いを大切にし、個々の利用者様の暮らしに合わせて、家族や医療と連携をとり、様々な形での支援が行えるよう、工夫を凝らし、利用者様とご家族が笑顔でいられるような支援を目指します。

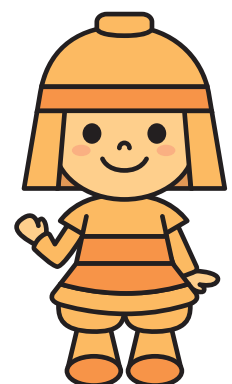


地域資源

地域のボランティアさん。近隣住民の皆さんや民生委員さん。スーパー・医療機関・美容院・公園など。

利用者に伝えたいこと

出来る限り、住み慣れた自宅で、友人や家族と暮らし続けたいという想いを受けとめ、その人にとって一番良い形での生活をご本人やご家族と共に模索しながら笑顔ある暮らしを目指しましょう。



くらし創造の家 朋（とも）

基本理念

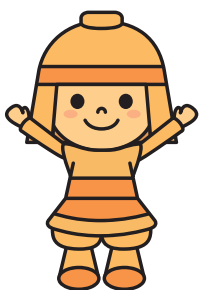
「一人ひとりの思いや気持ちに寄り添い、地域のつながりを生かして、「その人らしい」暮らしを支えます。



本日のお昼ご飯



バス旅行に参加！
美味しいお昼ご飯



特色

- ★家庭的なくつろげる雰囲気づくりを心がけています。
- ★旬の素材を生かした家庭料理をご用意しています。
- ★2月には利用者と一緒に味噌づくりを行い、その味は絶品です。地元の吟醸酒粕に桂瓜を漬け込み、食事等の箸休めに提供することもあります。
- ★地域の方が気軽に参加できる、〈あんしんサロン〉を月1回開催し、催し物とコーヒータイムで楽しいひと時を提供しています。
- ★春の交流会では、餅つき、バザー、作品提示等、唄や踊りと多彩です。



一緒に楽しくお菓子作り

運 営 主 体	社会福祉法人 高槻ライフケア協会
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	5 名

お問い合わせ

〒569-0814

高槻市富田町四丁目17-10

TEL: 072-693-4134

FAX: 072-697-6112

ビジョン

その人の生活に視点をあてて、その人の誇りや喜びを配慮します。ターミナルケアの利用者が最後まで自宅で暮らせるよう家族や医療と連携を図り、心理面、身体面、環境面など総合的な支援を行います。



三輪神社のお花見



手をつないでのヨガ

地域資源

自治会、病院、複数の往診医、訪問介護ステーション、地域包括支援センター地域住民、ボランティア、寺社仏閣、公園、町並み、当事者家族、他事業所等
※1Fは、医療的ケアを含め、重い障がいのある人が利用する生活介護事業所で、相互交流も活発です。

利用者に伝えたいこと

毎日を安心して過ごしていただけるよう、ご本人の身体状態や希望に沿った支援をします。急な泊まり、お家を訪問して夜間の就寝介助や安否確認、外出援助など、臨機応変に支援を行います。

ひとり暮らしでも大丈夫、いつでも、なじみの職員が支援しますので、安心です。

小規模多機能ホーム 今城の丘

基本理念

個人を大切にした介護に努め、寄り添うケアで、その人らしい生き生きとした生活作りを支援します。

地域に開かれた施設及び、サービスの提供に努めます。



特色

少人数を生かし、個々に合わせたきめ細やかな対応をしています。社会福祉法人全体で、夏祭りや餅つき大会なども、盛大に行われ地域の方との交流やボランティアの受け入れもしています。

併設に、特別養護老人ホームやケアハウス、グループホームもあり、利用者様個々の状態に合わせた、トータルなサービスが提供出来る様、心がけています。



運 営 主 体	社会福祉法人 春樹会
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	6 名

お問い合わせ

〒569-1131

高槻市郡家本町12-24

TEL: 072-681-2625

FAX: 072-681-2635

ビジョン

馴染みの場所で馴染みのスタッフから、包括的に介護を受けることで、ご自宅で安心して、落ち着いて生活が出来るよう、また、いつまでもその様な生活が出来るよう、支援していきます。

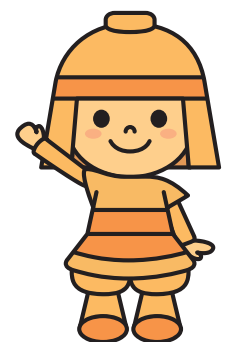


地域資源

地域ボランティア、中学校、自治会、春樹会、地域民生委員、地域包括支援センター

利用者に伝えたいこと

在宅介護の三本柱（通所・宿泊・訪問）のサービスどれを利用しても、見慣れた信頼関係のあるスタッフから介護を受けることとなります。利用される方も同じ顔ぶれで、楽しく会話も弾むことでしょう。小規模多機能ホームにいる間は第二の家にいるように生活出来る様、配慮しています。



小規模多機能ホーム ティアラ

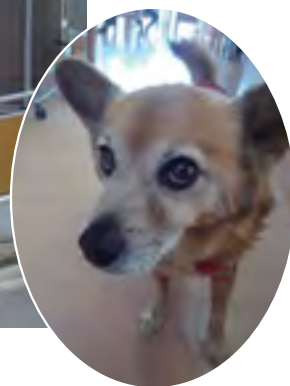
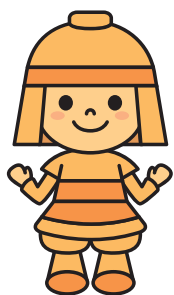
基本理念

私たちティアラは、「あなたが主役の生き生き生活、家族と歩む安心ケア、誰もがくつろげるほのぼのの縁側」を理念に掲げ、ご本人を中心に、家族と地域でその方の生活を支え合う暮らしを実現することを目指しています。また、地域の介護の相談窓口となり、いつでも気軽に出入りができる「陽だまりの縁側」のようなあたたかい施設づくりを目標としています。

特色

田園風景の広がるゆったりとした環境と、民家風建物の落ち着いた雰囲気の中で過ごして頂いています。大きな窓からは四季の移ろいが楽しめます。

昨年からは特に「食」と「入浴」に力を入れ、手作りの焼き立てパンを朝食に提供したり、全国味めぐりと題した名物を味わう会を催したり、「バラ風呂」等の変わり風呂を開いたり、新しい企画で大好評を頂いています。



運 営 主 体	社会福祉法人 香西会
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	6 名

お問い合わせ

〒569-0031

高槻市大冠町二丁目19-1

TEL: 072-676-1901

FAX: 072-676-1905

ビジョン

昨年から、理念とは別に「介護が必要なあなたの生活、まるっと支えます！」をスローガンに、住み慣れた地域、住み慣れた家で生活を続けて頂けるよう、小規模多機能サービスの時間の融通性や機動性を生かして、その方の生活を全体的に、継続的に支援しています。

本当に必要な支援が柔軟に提供できる体制をめざしています。



地域資源

自治会、老人会、婦人会、民生委員、ボランティアさん、移動パン屋さん、地域包括支援センターとの連携



利用者に伝えたいこと

機能訓練士を雇い入れ、基礎的な筋力維持・向上のプログラムを開始し、利用者の自宅での動きに合わせて、椅子からの立ち上がりやベッドからの起き上がり訓練などを個別に行っています。「本人に力がつき、家族の介護が楽になりました！」とのお声も頂けるようになってきました。他にも、懐メロに合わせての体操を新たに創り、毎週水曜日と日曜日に全員で体操を行っています。ご見学・体験利用も大歓迎です！

小規模多機能ホーム こころ

基本理念

「こころあたたまる笑顔が映し出す生活の実現」に基づき利用者様はもちろん、その家族様、事業所で働くスタッフの全てがイキイキとした笑顔で生活を送ることができる場所でありたいと考えています。



特色

自治会のバーベキューに参加させていただいたり高槻市のイベントに作品を出展したり地域に根ざした楽しい活動が出来るように考えています。また地元の四季折々の花や風景を見学に行ったり、昼食などを外食したりと利用者様の意向を汲みながら「小規模多機能ならではの取り組み」を希望する利用者様には提供しています。また、ボランティアセンター等を通して様々なボランティアさんを招き、地域に開かれた事業所としての活動を積極的に推し進めています。



運 営 主 体	社会福祉法人 ほのぼの荘
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	7 名

お問い合わせ

〒569-1136

高槻市郡家新町74-1

TEL: 072-681-5001

FAX: 072-681-5255

ビジョン

住み慣れた家で、町で安心して生活が継続できるように小規模多機能事業所の特徴を生かしたサービスを展開していきたい。また、当法人には小規模多機能事業の他、小規模特養、グループホームと地域に根ざした事業を展開しており、専門職も多く在職していることから地域の社会資源として高齢者のみならず、地域の人達に広く活用して頂ける施設でありたいと考えています。

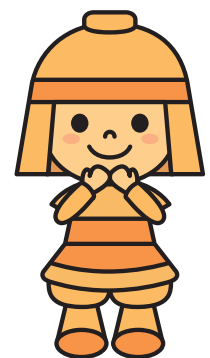


地域資源

地域自治会、地域老人クラブ、地域民生委員、地域包括支援センター、ボランティアセンターとの連携。

利用者に伝えたいこと

「通い」「宿泊」「訪問」と馴染みのスタッフが対応することで安心してご利用できることと思います。また小規模ならではの柔軟なサービス提供も可能です。相談、見学、体験利用等も随時可能ですのでお気軽にお問い合わせください。



大冠カーム小規模多機能

基本理念

個々の生活上に必要とされる医療・介護の迅速なサービス提供を追究し、安心な在宅生活を支援します。



リハビリテーション



歯科往診



医師の往診

特色

医療体制は、グループ内の医療法人大潤会より往診にてサポートできるので安心して過ごして頂けます。

ご希望されるお迎え・送りの時間をご相談の上、お好きな時間帯に通いサービスを利用して頂けます。

食事面では季節の旬な食材を取り入れた行事食や、お誕生日食、バイキング等などご提供させて頂いています。

お風呂も5タイプよりお選び頂けますので身体状況やお好みに合った入浴をして頂けます。

お家や施設で最期までケアさせて頂くことも可能です。

運 営 主 体	社会福祉法人 大潤会
登 録 定 員	25 名
通いサービス定員	15 名
泊まりサービス定員	5 名

お問い合わせ

〒569-0022

高槻市須賀町65-10

TEL: 072-671-0055

FAX: 072-671-0056

ビジョン

介護が必要になっても地域で培ってきた人間関係や暮らしを大切に、安心とやすらぎのある家庭的な雰囲気の中で自立して生活ができる様に切れ目のない支援を行っていきます。



レクリエーション
風景



行事もスタッフが着飾って盛り上げます！

地域資源

老人会、町内会、地域ボランティア団体、幼稚園



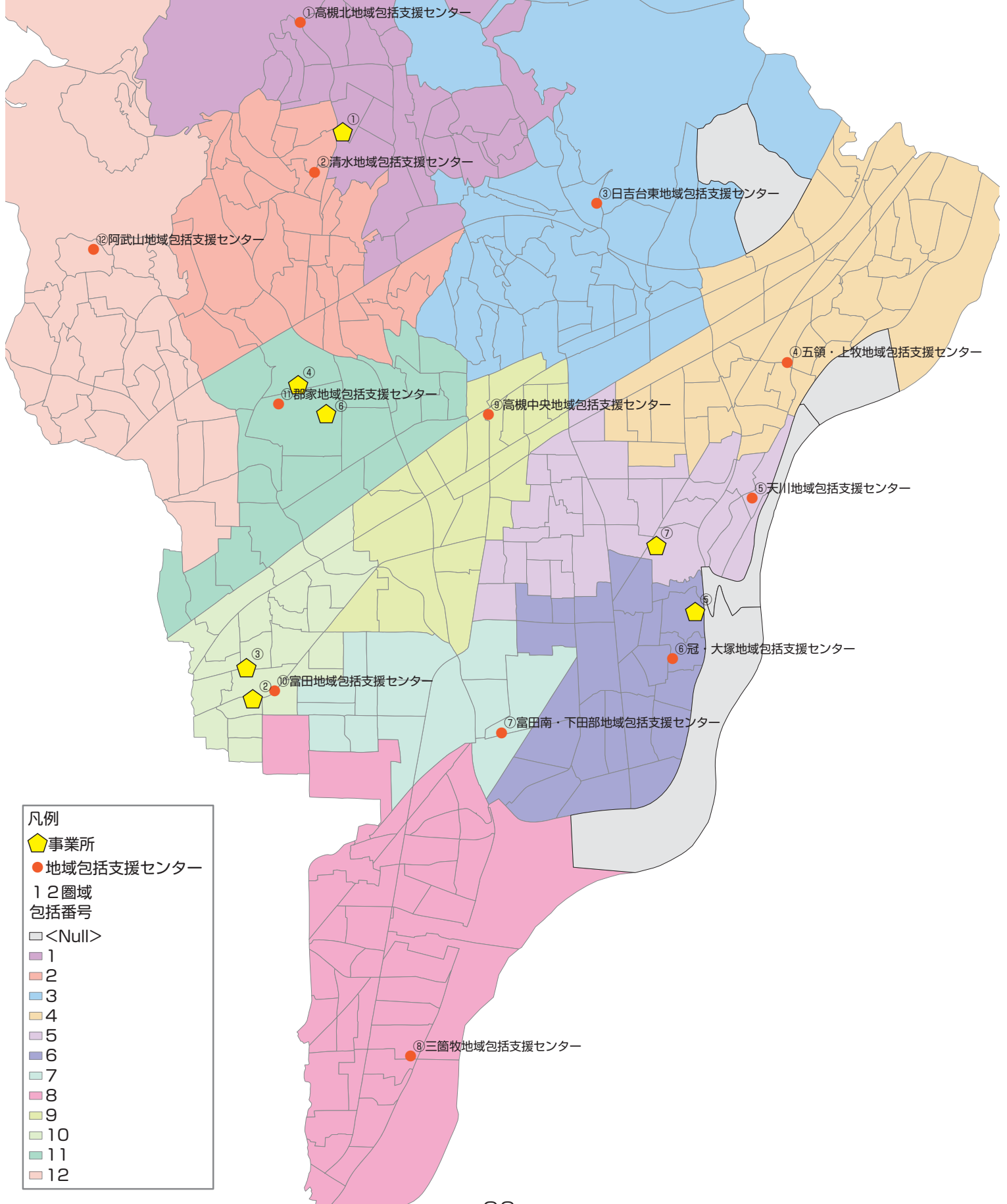
みんなでコスモス畑へ

利用者に伝えたいこと

「その人」にとって一番良い方向をご家族と共に相談・模索しながら、その人らしさを大切に、したいことややりたいことができるよう、職員一同全力で支援させていただきます。

職員の思いは熱いです。

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
①小規模多機能型居宅介護事業所ゆ〜らり	高槻市安岡寺町二丁目1番10号	689-9060	689-9022
②小規模多機能ホーム円珠の里	高槻市北柳川町2番6号	697-5300	697-5307
③くらし創造の家 朋(とも)	高槻市富田町四丁目17番10号	693-4134	697-6112
④小規模多機能ホーム今城の丘	高槻市郡家本町12-24	681-2625	681-2635
⑤小規模多機能ホームティアラ	高槻市大冠町二丁目19番1号	676-1901	676-1905
⑥小規模多機能ホームこころ	高槻市郡家新町74番1号	681-5002	681-5255
⑦大冠カーム小規模多機能	高槻市須賀町65番10号	671-0055	671-0056



- 凡例
- 事業所
 - 地域包括支援センター
 - 1 2 圏域
包括番号
 - <Null>
 - 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
 - 7
 - 8
 - 9
 - 10
 - 11
 - 12



<発行> 平成 25 年 9 月
〒569-8501
大阪府高槻市桃園町2番1号
健康福祉部 介護保険課
TEL: 072-674-7167
FAX: 072-674-7183